

文部科学大臣

松本 洋平 様

要 望 書

- 1 エネルギー政策の実行・原子力発電所の安全対策の強化
- 2 原子力発電所立地地域の振興

令和8年4月28日

福 井 県

エネルギー政策は、国民生活の安定、産業の発展、国家の安全保障に直接関わる重要事項です。

第7次エネルギー基本計画では、原子力を最大限活用する方針が明記され、第6次計画に比べ、原子力の将来像が一定程度明確となりました。一方、2040年代以降、原子力の設備容量が急速に減少する見通しも示されており、2050年以降も見据えて議論を深めていくことが重要です。

核燃料サイクル、使用済燃料対策といったバックエンドプロセスについても、六ヶ所再処理工場の竣工や全国の発電所の貯蔵プールのひっ迫など多くの課題があります。

また、県民の安全・安心の確保が最優先であり、国は十分な科学的根拠に基づき、原子力発電所の安全対策を進める必要があります。

立地地域の地域振興や課題解決に向けた取組みの推進については、原子力基本法において、国の責務として明記されているところです。本県は半世紀以上にわたり、国策である原子力政策に志を持って協力しており、国はこれらの取組みの推進を一層強化し、多様なエネルギーを活用した地域経済の活性化やまちづくりを実現する必要があります。

ついては、次に掲げた事項について、その実現に特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年4月

福井県知事 石田 嵩人

1 エネルギー政策の実行・原子力発電所の安全対策の強化

(1) 原子力・エネルギー政策の実行

① 「もんじゅ」、「ふげん」の廃止措置への対応

i) 「もんじゅ」の廃止措置については、事業者任せにせず国が工程管理を行うとともに、指導・監督を強化し安全確保に万全を期すこと。

また、発電設備の解体撤去等の廃止措置作業が安全・着実に実施されるよう、継続的に安全体制を強化すること。

使用済燃料およびナトリウムの県外搬出については、国が示した搬出期限までに実行できるよう、政府一体となって取り組むこと。

ii) 「ふげん」の廃止措置については、解体工法の変更に伴う技術開発や使用済燃料の仏国への搬出等、計画どおり安全・着実に進むよう、国が責任を持って工程管理を行うこと。

iii) 廃止措置計画の進捗状況について、県民に対し、丁寧に分かりやすく説明すること。

② エネルギー教育の推進

原子力をはじめ様々な電源の特徴について、国民一人ひとりが正しい知識を身に付けられるよう、学校教育等におけるエネルギー教育を一層充実するとともに、県内のエネルギー教育施設の活用を支援すること。

また、エネルギーに関しての情報収集、実験・検証、分析および周囲の人との意見交換など、児童生徒が行う主体的で探究的な幅広い学習活動を支援すること。

2 原子力発電所立地地域の振興

(1) 嶺南Eコースト計画に基づく施策の推進

① 原子力人材の維持・強化

第7次エネルギー基本計画で示された原子力活用の方針を踏まえ、将来にわたり、原子力発電所の運転や廃止措置における安全が確保できるよう、原子力人材の確保・育成や技術継承などの国の取組みについて、さらなる充実を図ること。

② 原子力研究・人材育成基盤の維持・発展

i) 新試験研究炉の早期整備

「もんじゅ」の廃止措置への移行に伴い、敦賀エリアを原子力研究・人材育成拠点とするために実施する施策について、十分な予算措置を行い、着実に実施すること。

特に、中核的施設として国が新たに整備する試験研究炉は、わが国の原子力人材の育成の観点からも極めて重要である。京都大学の研究用原子炉（KUR）が今年運転を終了する予定であることから、西日本における原子力分野の研究開発・人材育成の基盤を維持するため、早期に整備すること。

推定活断層に関する対応については、早期に調査を完了させ、出来るだけ早く設置許可申請の見込み時期と建設予定地を提示するとともに、検討状況や調査の進捗を適宜、地元丁寧に説明すること。

ii) 新試験研究炉を軸とした地域振興

新試験研究炉の整備検討に当たっては、研究開発や産業分野への活用拡大のため、原子力研究・人材育成拠点としての具体的な将来像を示すとともに、この試験研究炉にしかない独自の実験装置や機能および研究炉の利用を促進するための運営・支援体制の早期具体化、地元のニーズの詳

細設計への反映、若手研究者の育成に向けた教育施設の整備や産学連携の研究者教育プログラムの展開、産学の研究機関の集積につながる分析装置共同利用体制の構築、周辺のエネルギー教育施設との連携、大学のサテライトキャンパスやレンタルオフィス、宿泊施設、研究炉と敦賀市内を結ぶ交通ネットワークなど国内外の企業や研究者が利用しやすい環境の整備について議論を深めること。

さらに、医療用ラジオアイソトープ（RI）について、国内製造拠点の多角化を図るため、新試験研究炉を活かした西日本の製造拠点化に向けた検討を行うこと。

「もんじゅ」における1,000名雇用の維持については、廃止措置着手から10年を経過した後も、試験研究炉の運転が開始されるまでの間は、十分な雇用の確保に努めること。

また、試験研究炉の整備に当たっては、できるだけ多くの地元企業が建設に携われるよう検討すること。

③ 原子力リサイクルビジネスへの支援

廃止措置工事等から発生するクリアランス推定物を集中処理・再利用する原子力リサイクルビジネスは、地元企業の技術向上・人材育成、受注拡大に加え、廃止措置の円滑化、資源の有効活用による循環型社会への貢献等、国の原子力政策や環境政策を進めるうえでも重要な取組みである。

国としても、全国のリーディングプロジェクトとして位置付けられている本事業を推進するため、昨年設立したクリアランス集中処理事業を行う会社に対し、施設建設やクリアランス認可申請に向けた試験などに対する支援策の具体化を検討すること。

また、ビジネスの前提となるクリアランス物のフリーリリースの実現に向けて、国が責任をもって、クリアランス制度の社会定着の判断基準の明示を含めロードマップを早期に策定し、国民理解の促進に取り組むこと。

さらに、利活用に向けた国の実証事業を拡充するとともに、本県が県内企業と連携して行う普及や啓発活動等に対し支援を行うこと。

(2) 立地地域に配慮した電源三法交付金・補助金制度の充実強化

- ① 本県は7基の原子力発電所が再稼働し、電力消費地の経済活動における脱炭素化に大きく貢献している。我が国全体でGXを推進する観点から脱炭素化への貢献に即した支援が確保されるよう、原子力発電の発電実績に対する評価を高め、交付金の算定において嵩上げするよう見直すこと。
- ② 原子力発電所の運転期間延長に対する地域理解の促進や、GXビジョンに沿った原子力立地地域への企業の投資を呼び込むために、原子力立地給付金や原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助事業で実施されている電気料金に対する支援について、再稼働を行った発電所が立地する地域の住民や立地企業に対して、単価引き上げや電力上限の引き上げなど制度の拡充を図ること。
- ③ 運転終了から10年が経過し立地地域に対する影響緩和措置が随時終了するが、これから本格化する廃止措置を円滑に進めていくに当たって、国策に協力してきた立地地域が持続的に維持・発展できるよう、発電所の運転終了により減少した交付金の額を従前の水準まで回復させるとともに、この水準を維持した上で適用期間を完全撤去まで延長すること。

- ④ 「もんじゅ」廃止措置による地元への影響を緩和するため、特例適用により交付限度額が拡充されている電源立地地域対策交付金（自立発展枠）について、引き続き現在の交付水準を維持すること。

- ⑤ 電源立地地域対策交付金（長期発展対策交付金）について、使用済燃料貯蔵量および貯蔵能力に基づく交付額を増額するとともに、全ての使用済燃料が事業所外に搬出される日までを交付期間とすること。また、県に対しても交付するよう拡充すること。

- ⑥再生可能エネルギーや水素エネルギーを導入したスマートエリアの形成など、多様なエネルギーを活用した地域振興を支援するエネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金の予算額を十分確保すること。